

ガス溶接

労働安全衛生関係法令の規定により、可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業に従事する者は「ガス溶接技能講習」修了者等の資格のある者でないと就業できないこととなっております。当連合会では、三重労働局長登録教習機関としてガス溶接等の就業資格取得のための標記技能講習を実施しています。

(注)「可燃性のガス」とは、水素、アセチレン、エチレン、メタン、エタン、プロパン、ブタン、その他温度15度、1気圧において気体である可燃性の物をいう。

講習期間・会場・受講定員・受講費用

「[受講の申込](#)」にてご確認ください。

講習科目及び時間

| 科目 | 時間 |
|--|------|
| 【学科】 ガス溶接等の業務のために使用する可燃性ガス及び酸素に関する知識 | 3 時間 |
| 【学科】 ガス溶接等の業務のために使用する設備の構造及び取扱いの方法に関する知識 | 4 時間 |
| 【学科】 関係法令 | 1 時間 |
| 学科修了試験 | 1 時間 |
| 【実技】 ガス溶接等の業務のために使用する設備の取扱い | 5 時間 |

申込方法

「講習会お申込み手順」にしたがって、お申込みください。